

以上の証として、この本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

学校法人梅村学園中京大学と株式会社名古屋銀行との連携・協力に関する基本協定書

平成27年 2月 23日

学校法人梅村学園中京大学（以下「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に資する人材を育成するために、連携・協力に関する基本協定を締結する。

甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2  
学校法人梅村学園 中京大学

(目的)

第1条 この協定は、地域社会の発展、相互の人材育成に寄与することを目的とする。

学長

北川 薫

(連携・協力事項)

第2条 前条の目的を達成するために、甲と乙は次に掲げる事項において連携・協力をする。

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目 19番 17号  
株式会社名古屋銀行

- (1) 甲の学生のキャリア形成支援に係る事項
- (2) 相互の人材育成に係る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、双方が合意する事項

2 前項にかかる具体的な事項については別途定める。

代表取締役頭取

梅村昌弘

(経費負担)

第3条 前条に規定する連携・協力の実施については、双方それぞれの予算措置、規程の範囲内で行うものとし、本協定により双方は新たに特定の経費負担を負うものではない。

(連携協力推進体制)

第4条 本協定に基づく連携・協力の推進のため、双方に事務担当窓口を設置する。

(有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定の改正又は廃止が必要な場合、若しくは本協定の運用等に関して疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、決定又は解決するものとする。